

第113回 定時株主総会招集ご通知

<開催情報>

- 日 時** 2023年6月28日（水曜日）午前10時
- 場 所** 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
当社本社（新大手町ビル8階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

会社法の改正に伴い、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告）の電子提供制度が2022年9月1日に施行されました。書面交付請求されていない株主様には、招集通知と株主総会参考書類をご送付しております。また、書面交付請求された株主様には、法令および当社定款第16条の規定に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

東京産業株式会社

<目次>

- 第113回定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

証券コード 8070
2023年6月13日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
東京産業株式会社
取締役社長 蒲原 稔

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.tscom.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東証ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
当社本社（新大手町ビル8階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第113期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第113期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役ならびに執行役員等に対する株式報酬等の継続の件

以上

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および定款第16条の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」を記載しておりません。したがって、株主様へご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員である取締役および会計監査人が監査をした書類の一部です。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主様におかれましては、ご自身の体調などを踏まえ、株主総会当日のご来場を慎重にご判断いただくようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で体調の確認をさせていただき、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただく場合がございます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tscom.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

◆◆◆ 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



次頁「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を入力してください。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分入力分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ですが同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。

日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

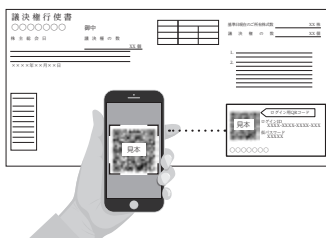
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



※毎日午前2時～午前5時まででは取り扱いを中止します。

※パソコンやスマートフォンのご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信料金等の費用は、株主様のご負担になります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

>インターネットによる議決権行使のお手続きについて<

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年6月27日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使について、2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、中期経営計画『T-STEPUP2023』においては安定的な利益還元と配当性向30%超の継続実施を基本方針にしております。この方針のもと、当期は特別損失の発生による一過性の業績変動がございましたが、安定的な利益還元を継続することとし、剰余金処分ににつきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、1株当たり15円とさせていただきますと存じます。

これにより、すでに実施しております中間配当（1株につき15円）を加えました年間配当金は、1株につき30円となります。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金15円

なお、この場合の配当総額は395,181,000円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日といたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。）6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の内容に関しましては、独立役員が過半数を占める取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会で決定しております。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	かんばら みのる 蒲原 稔 再任	代表取締役 社長執行役員	16回／16回 (100%)
2	さとみ としお 里見 利夫 再任	取締役 相談役	16回／16回 (100%)
3	にしなみ しんご 西並 眞吾 再任	取締役 常務執行役員 営業第二本部長	16回／16回 (100%)
4	しまだ てつぞう 島田 哲三 再任	取締役 執行役員 営業第二本部 副本部長 兼 関西支店長 兼 菱東貿易(上海)有限公司董事長	16回／16回 (100%)
5	たざわ けんじ 田沢 健次 新任	執行役員 企画本部 副本部長	- 回／ - 回 (- %)
6	なかむら すなお 中村 直 再任 社外取締役 独立役員	取締役	16回／16回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>かんばら みのる 蒲原 稔 (1954年9月16日生)</p> <p>再任</p>	<p>1977年 4月 当社入社 2009年 4月 当社経理部長 2012年 4月 当社執行役員経理部長 2014年 6月 当社取締役執行役員管理本部副本部長 2015年 6月 当社取締役執行役員営業第四本部長 2016年 4月 当社取締役執行役員企画本部長兼営業第四本部長 2017年 4月 当社取締役常務執行役員企画本部長兼営業第四本部長 2018年 4月 当社取締役常務執行役員企画本部長 2021年 4月 当社代表取締役社長執行役員 2022年 4月 当社代表取締役社長執行役員兼営業第三本部長 2023年 4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）</p>	23,500株
<p>(取締役候補者の選任理由)</p> <p>蒲原稔氏は、経理部長、営業部門の本部長および企画本部長を歴任するとともに、2014年の取締役就任以降は経営に携わり、多岐にわたる業務経験と幅広い見識に基づく取り組みは当社の事業拡大と経営基盤強化に貢献しております。また、2021年4月より代表取締役社長を務め、経営全般に優れた手腕と強固なリーダーシップを発揮しており、その能力を活かして経営に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>さとみ としお 里見 利夫 (1952年2月5日生)</p> <p>再任</p>	<p>1974年 4月 当社入社 2001年 6月 当社化学機械部長 2007年 4月 当社営業第二本部長 2007年 6月 当社取締役執行役員営業第二本部長 2011年 6月 当社取締役常務執行役員営業第二本部長 2012年 4月 当社代表取締役社長執行役員 2021年 4月 当社取締役相談役（現任）</p>	90,300株
<p>(取締役候補者の選任理由)</p> <p>里見利夫氏は、営業部門の要職および営業本部の責任者を歴任するとともに、2007年の取締役就任以降は経営に携わり、当社の事業と経営全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また2021年4月からは取締役相談役として、当社経営の監督と経営基盤強化に貢献しております。その能力を活かして経営に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	にしなみ しんご 西並 眞吾 (1968年6月6日生) 再任	1994年4月 八光産業株式会社入社 2005年6月 当社入社 2016年4月 当社ケミカルエンジニアリング第一部長 2018年4月 当社営業第二本部副本部長兼環境エネルギー部長 2019年4月 当社執行役員営業第二部長兼環境化学部長 2020年1月 当社執行役員営業第二部長 2020年6月 当社取締役執行役員営業第二部長 2021年4月 当社取締役常務執行役員営業第二部長 (現任)	10,200株
(取締役候補者の選任理由) 西並眞吾氏は、化学機械メーカーの製造部門や当社の営業本部の責任者として長年の経験を有し、2020年の取締役就任以降も営業部門における豊富な知識とマネジメント経験に基づく取り組みにより当社の事業拡大に貢献しております。その能力を活かして経営に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	しまだ てつぞう 島田 哲三 (1967年3月6日生) 再任	1990年4月 当社入社 2010年8月 菱東貿易(上海)有限公司董事・総経理 2019年4月 当社執行役員 2020年4月 菱東貿易(上海)有限公司董事長・総経理 2021年1月 菱東貿易(上海)有限公司董事長 (現任) 2021年6月 当社取締役執行役員関西支店長 2022年4月 当社取締役執行役員営業第二本部副本部長 2023年4月 当社取締役執行役員営業第二本部副本部長兼関西支店長 (現任)	8,300株
(取締役候補者の選任理由) 島田哲三氏は、営業部門において長年の経験を有し、当社連結子会社である菱東貿易(上海)有限公司の要職を歴任するとともに、2021年の取締役就任以降も海外営業部門における豊富な知識とマネジメント経験に基づく取り組みにより当社グループの事業拡大に大きく貢献しております。その能力を活かして経営に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	たざわ けんじ 田沢 健次 (1963年9月4日生) 新任	1986年4月 当社入社 2015年4月 当社経理部長 2018年4月 株式会社アイ・イー・エッチ代表取締役 2019年11月 当社経理部長 2021年4月 当社管理本部副本部長兼経理部長 2022年4月 当社執行役員管理本部長兼経理部長 2023年4月 当社執行役員企画本部副本部長(現任)	21,200株
(取締役候補者の選任理由) 田沢健次氏は、経理部長および管理本部長を歴任し、管理部門における長年の業務経験を有しているほか、当社子会社の代表取締役を務めるなど幅広い見識を有しております。また、2022年4月の執行役員就任以降はその能力を活かし多角的な視点からの取り組みにより当社の経営基盤強化に貢献しております。その能力を活かして経営に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したことから、取締役候補者といたしました。			
6	なかむら すなお 中村 直 (1954年8月6日生) 再任 社外取締役 独立役員	1984年4月 日本鋼管株式会社(現JFEエンジニアリング(株))入社 2004年4月 JFEエンジニアリング株式会社技術総括部長 2004年7月 JFEテクノリサーチ株式会社取締役 JFEネット株式会社(現JFEビジネスサポート横浜(株))取締役 2011年4月 JFEエンジニアリング株式会社理事(現任) 一般財団法人エンジニアリング協会研究理事 2012年10月 慶應義塾大学特任教授 工学博士 2017年4月 一般社団法人日本機械学会 フェロー 2017年6月 一般社団法人日本燃焼学会監事(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2020年4月 慶應義塾大学訪問教授 工学博士(現任) 2021年1月 一般社団法人日本エネルギー学会永年会員(現任)	0株
(社外取締役候補者の選任理由および期待される役割) 中村直氏は、工学博士として慶應義塾大学訪問教授を務めるほか、日本燃焼学会等の要職に就かれる等、環境・エネルギー分野に関わる、高い見識と豊富な経験を有しております。また、JFEエンジニアリング(株)において技術総括部長を務めるとともに、同社子会社の取締役を務めるなどマネジメントに関する経験も有しております。その見識と経験に基づき当社の経営に参画することにより、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏にはその見識と経験を活かし、主に当社の環境・エネルギー分野への取り組みを技術的な側面から監督していただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村直氏は社外取締役候補者であります。
3. 中村直氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、中村直氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が社外取締役として選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、中村直氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としており、中村直氏が選任された場合、同氏との間で当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して生ずることのある争訟費用と損害賠償金について填補されます。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。
8. 当社は、2022年3月期および過年度において、当社の一部取引において不適切な売上処理が行われていることが判明したことを2022年5月に公表し、特別調査委員会を設置して事実関係の解明、発生原因および問題点の調査分析、またそれら判明した事実を踏まえた再発防止策に関する調査報告書を受領しました。さらに2022年10月に同調査報告書を踏まえた再発防止策を策定し、実行しております。社外取締役中村直氏は、当該事実について社内報告を受けるまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った発言を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、事実経緯の正確な把握と報告を求めるとともに、再発防止策の策定後はその進捗状況を確認し、独立した客観的かつ中立的な立場から適宜発言を行うなど、その職責を適切に果たしております。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役小出豊氏および福崎聖子氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となるとともに、現在の監査等委員である取締役須藤隆志氏が本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	あさだ やすお 浅田 泰生 新任	執行役員 企画本部長	- 回 / - 回 (- %)	- 回 / - 回 (- %)
2	ふくざき せいこ 福崎 聖子 再任 社外取締役 独立役員	取締役 (監査等委員)	16回 / 16回 (100 %)	17回 / 18回 (94 %)
3	かわい あきひろ 河合 明弘 新任 社外取締役 独立役員	—	- 回 / - 回 (- %)	- 回 / - 回 (- %)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	あさだ やすお 浅田 泰生 (1963年10月14日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1987年 4月 株式会社東京銀行 (現㈱三菱UFJ銀行) 入行 2015年 3月 トルコ三菱東京UFJ銀行 (現MUFGバンク(トルコ)) 頭取 2017年10月 当社入社 2018年 1月 当社海外事業統括室長 2018年 4月 当社企画部長 2019年 4月 当社企画本部副本部長兼企画部長 2021年 4月 当社執行役員企画本部長 (現任)	4,600株
(監査等委員である取締役候補者の選任理由) 浅田泰生氏は、メガバンクにおける長年の業務経験と豊富な海外経験を有するとともに、当社企画部門の要職を歴任し、当社グループの事業に関する幅広い知見を有しております。また2021年の執行役員就任以降もその能力を活かした取り組みにより当社グループの企業価値向上に貢献しております。その見識と経験に基づき同氏が当社の経営を監督、監査の役目を担うことが当社のグループガバナンス機能の向上に資すると判断したことから監査等委員である取締役候補者といたしました。			
2	ふくざき せいこ 福崎 聖子 (1968年6月26日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #0070c0; color: white;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #444; color: white;">独立役員</div>	2001年10月 弁護士登録 (東京弁護士会所属) 2001年10月 九段綜合法律事務所入所 2003年10月 番町スクエア法律事務所入所 2015年 6月 当社監査役 2017年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2017年 7月 福崎法律事務所 (現任)	1,800株
(監査等委員である社外取締役候補者の選任理由および期待される役割) 福崎聖子氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、高い見識と幅広い経験を有しております。その見識と経験に基づき当社の経営を監督、監査をしていただくことにより、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏にはその見識と経験を活かし、主に当社の取締役会の監督機能の実効性強化に貢献していただくことを期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	かわい あきひろ 河合 明弘 (1968年1月9日生) 新任 社外取締役 独立役員	2003年4月 公認会計士・税理士登録 河合公認会計士・税理士事務所 (現さいたま新都心税理士法人) 代表社員(現任) 2012年7月 養和監査法人代表社員(現任) 2015年6月 株式会社安楽亭社外取締役(現任)	20,000株
(監査等委員である社外取締役候補者の選任理由および期待される役割) 河合明弘氏は、公認会計士および税理士として財務会計、税務に精通しており、高い見識と豊富な経験を有しております。その見識と経験に基づき当社の経営を監督、監査をしていただくことにより、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏にはその見識と経験を活かし、主に当社の経営の健全性確保に貢献していただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福崎聖子氏および河合明弘氏は社外取締役候補者であります。
3. 福崎聖子氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、福崎聖子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が社外取締役として選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 河合明弘氏が社外取締役として選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
6. 当社は、福崎聖子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としており、福崎聖子氏が選任された場合、同氏との間で当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。
7. 当社は、河合明弘氏が取締役として選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を法令の定める額に限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して生ずることのある争訟費用と損害賠償金について填補されます。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

9. 当社は、2022年3月期および過年度において、当社の一部取引において不適切な売上処理が行われていることが判明したことを2022年5月に公表し、特別調査委員会を設置して事実関係の解明、発生原因および問題点の調査分析、またそれら判明した事実を踏まえた再発防止策に関する調査報告書を受領しました。さらに2022年10月に同調査報告書を踏まえた再発防止策を策定し、実行しております。監査等委員である社外取締役福崎聖子氏は、当該事実について社内報告を受けるまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った発言を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、事実経緯の正確な把握と報告を求めるとともに、再発防止策の策定後はその進捗状況を確認し、独立した客観的かつ中立的な立場から適宜発言を行うなど、その職責を適切に果たしております。なお、同氏は、特別調査委員会の委員に就任し再発防止策の提言等について意見表明を行いました。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議効力は決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
かねこ まさし 金子 正志 (1954年6月14日生)	1986年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 1991年4月 金子正志法律事務所代表（現任） 2014年6月 京王電鉄株式会社社外監査役 2020年6月 京王電鉄株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
<p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由および期待される役割)</p> <p>金子正志氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、高い見識と豊富な経験を有しております。その見識と経験に基づき当社の経営を監督、監査をしていただくことにより、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏にはその見識と経験を活かし、主に当社の取締役会の監督機能の実効性強化に貢献していただくことを期待しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 金子正志氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、金子正志氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
4. 当社は、金子正志氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を法令の定める額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して生ずることのある争訟費用と損害賠償金について填補されます。金子正志氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

取締役ならびに執行役員等に対する株式報酬等の継続の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2020年6月26日開催の第110回定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。）ならびに当社と委任契約を締結している執行役員および同等の地位を有するもの（以下「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）についてご承認いただき現在に至っておりますが、最近の当社株式の株価水準を踏まえ、当社が拠出する金員の上限を以下のとおり改定した上で、本制度を継続することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。なお、当社が拠出する金員の上限を変更することを除き、本制度の内容に変更はありません。

本制度は、取締役等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として導入しており、事業環境等に応じてこれまで以上に機動的な対応ができるように見直した上で、本制度を継続することは相当であると考えております。

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は株主総会参考書類の末尾【ご参考】欄に記載のとおりですが、本議案が原案どおり承認可決された場合における方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。

なお、対象となる取締役等の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件」が原案どおり可決されますと取締役は4名、執行役員および同等の地位を有するものは8名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位および業績達成度に応じて当社の取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付および給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役（監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。） ・当社と委任契約を締結している執行役員および同等の地位を有するもの
②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の対象事業年度数に50百万円を乗じた額
当社株式の取得方法（下記（3）のとおり。）および取締役等が取得する当社株式等の数の上限（下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・当社（自己株式処分）または株式市場から取得予定 ・取締役等に付与される1年あたりのポイントの上限は、55,000ポイント ・取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（2023年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.20%
③業績達成条件の内容（下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象事業年度に係る業績達成度（営業利益、ROE等）に応じて決定
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（5）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役等を退任したとき

(2) 本制度の対象期間

当社は、当社の中期経営計画に対応する事業年度を本制度の対象となる期間（以下「対象期間」という。）とします。よって、今回継続する本信託の対象期間は、2023年5月12日公表の中期経営計画に則り2024年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度とします。また本制度は、中期経営計画の満了や中途において新たな中期経営計画が公表された場合、当該中期経営計画の対象事業年度に合わせて対象期間を変更して本信託を延長することがあります。なお、信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(3) 会社が拠出する金員の上限

当社が拠出する本制度に係る金員の上限は、中期経営計画の対象事業年度数に50百万円を乗じた額を上限とします。よって、今回継続する本制度の対象期間は4事業年度であるため、当該対象期間における金員の上限は合計200百万円となります。

当社は、中期経営計画の対象事業年度数に50百万円を乗じた額を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする対象期間までの信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。

また、上記（2）の信託期間の延長を行う場合、本信託に対して追加信託を行うことにより、本信託を延長することがあります。その場合、当社は、延長された信託期間ごとに追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計金額は今後公表される中期経営計画の対象事業年度数に50百万円を乗じた額の範囲内とします。

(4) 取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中に開催される各年の定時株主総会日に、当該株主総会の報告事項となる事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における役位および業績達成度に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役等に対するポイント数の付与は、信託期間内において毎年行われます。ポイント数の算定は、役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度（営業利益等）に応じて決定される支給係数を乗じて行われます。取締役等には、退任したときにポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限は、55,000ポイントとします。

(5) 当社の取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を満たす当社の取締役等が退任する場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時まで付与されていたポイントに応じた数の当社株式の70%（単元未満株数は切捨）について本信託から交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭が給付されます。

(6) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、取締役等に対して給付されることとなります。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

【ご参考】

1. 役員の構成（本定時株主総会終結後の予定）

当社は、経営の重要事項の決定と経営の監督・監査を有効に機能させるため、取締役会を異なる専門知識や経験等を持つ多様な取締役で構成することとしています。

取締役候補者の主要な経験および発揮することが期待される専門知識は、次のとおりであります。

役員		■男性 ◆女性	経営	営業	財務	法務	技術	IT	海外
取締役 (監査等委員を除く。)	蒲原 稔	■	●	●	●			●	
	里見 利夫	■	●	●			●		●
	西並 眞吾	■		●			●		
	島田 哲三	■	●	●					●
	田沢 健次	■	●	●	●				
	中村 直	社外取締役 独立役員	■	●				●	
取締役 (監査等委員)	浅田 泰生	■	●					●	●
	福崎 聖子	社外取締役 独立役員	◆				●		
	河合 明弘	社外取締役 独立役員	■			●			

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

2. 取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めております。また当該方針は指名・報酬委員会で審議し、取締役会で決定しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）、監査等委員である取締役の報酬等の決定に当たっては、その役割や責任に応じた報酬体系とし、公正かつ透明性を確保します。

2. 報酬体系

(1) 取締役（監査等委員であるものを除く。）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬で構成され、株主総会で承認された報酬額の範囲内で支給を行います。報酬等の額に対する割合は、任意の委員会である「指名・報酬委員会」で審議し、取締役会で決定します。

(基本報酬)

基本報酬は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職責に対する報酬として役位に応じた固定額とし、年12回分割での支給とします。

(賞与)

賞与は、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の当該事業年度に対する業績、貢献度などを勘案することを基本とします。なお、賞与の支給は年1回定時株主総会後に行います。

(株式報酬)

株式報酬は、株主総会で承認された内容に基づいた「役員報酬BIP信託」の仕組みを利用し、中長期的な業績目標に対する達成度に応じて、退任時に当社株式の交付等を行います。

(2) 社外取締役

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を求めているとの観点から、固定額である基本報酬のみとし、年12回分割での支給とします。

(3) 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、その役割に基づき固定額である基本報酬のみとし、株主総会で承認された報酬枠の範囲内にて、監査等委員である取締役の協議により決定します。

3. 手続き

取締役の報酬は株主総会で承認された報酬額の範囲内で、社外役員を過半数とする指名・報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会にて決定します。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針の権限を有する者は代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、職責、役位、各期の業績、貢献度などを勘案して決定する権限を有しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬額の範囲内で、監査等委員の協議に基づき決定します。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、為替相場の変動による物価上昇や、ウクライナ情勢の長期化による資源価格高騰など、世界情勢は極めて不透明感の高い一年となりました。一方で国内に目を向けると、コロナ禍による経済活動の制限が緩和され、企業の業績や設備投資についても緩やかな回復基調となりました。

こうした情勢のもと、中期経営計画「T-Stepup2023」の最終年度を迎えた当社グループでは、「環境・エネルギーに強い機械総合商社」としての地位確立に向けた基盤構築を図りました。営業活動においては、火力発電所向けのプラント工事受渡や保守メンテ対応などの電力事業や太陽光やバイオマスを中心とした再生可能エネルギー関連事業が寄与し、営業利益は過去最高益を達成しました。一方で、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失計上に伴い減益となり、リスク管理において課題を残す形となりました。

結果として、当連結会計年度における売上高は、638億88百万円となり、前連結会計年度を50億15百万円（前年同期比8.5%増）上回りました。これに伴い売上総利益は95億3百万円（前年同期比17.3%増）、営業利益31億6百万円（前年同期比27.6%増）、経常利益33億51百万円（前年同期比27.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億69百万円（前年同期比61.5%減）となりました。

また、各セグメントの売上高構成は、電力事業14.6%、環境・化学・機械事業77.8%、生活産業事業7.6%となり、全てのセグメントにおいて増収増益の結果となりました。

（セグメント別の状況）

電力事業

国内発電所向け新設プラントの工事受渡や保守メンテ対応、海外発電所向け機械設備の納入、バイオマス発電所向けの燃料調達等による売上が堅調に推移し、売上高は93億40百万円（前年同期比9.7%増）、セグメント利益は15億51百万円（前年同期比25.2%増）となりました。

環境・化学・機械事業

受注済みであった大型太陽光発電所EPC案件の進捗や阿賀野ソーラーパークの売電料が通期寄与した再エネ関連事業および、海外設備や養殖設備等の大口案件獲得により、売上高は497億1百万円（前年同期比7.4%増）、セグメント利益は14億51百万円（前年同期比16.6%増）となりました。

生活産業事業

コロナ禍による行動制限の影響で落ち込んでいた主取扱い製品である買い物袋は、制限緩和により個人消費が持ち直した背景から回復傾向となり、売上高は48億45百万円（前年同期比19.3%増）、セグメント利益は1億3百万円（前期は49百万円のセグメント損失）となりました。

セグメント別売上高とその構成比は次のとおりです。

セグメント別	2021年度 第112期		2022年度 第113期（当連結会計年度）		増減
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	
電力事業	8,517	14.5	9,340	14.6	823
環境・化学・機械事業	46,294	78.6	49,701	77.8	3,407
生活産業事業	4,060	6.9	4,845	7.6	785
合計	58,872	100.0	63,888	100.0	5,015

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、4億15百万円であります。主な内容は、太陽光発電用資産であります。

③ 資金調達の状況

2023年3月31日に無担保社債30億円を、発行いたしました。

(2) 財産および損益の状況

区 分	2019年度 第110期	2020年度 第111期	2021年度 第112期	2022年度 第113期(当連結会計年度)
売上高 (百万円)	97,905	113,030	58,872	63,888
経常利益 (百万円)	2,946	2,163	2,625	3,351
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,073	1,833	1,219	469
1株当たり当期純利益 (円)	77.04	67.76	45.69	18.10
総資産 (百万円)	71,783	75,775	88,261	80,910
純資産 (百万円)	24,275	26,968	26,868	26,703
1株当たり純資産 (円)	901.71	988.14	1,036.14	1,029.24

- (注) 1. 収益認識会計基準等を第112期の期首から適用しております。この結果、第112期以降における売上高は、第111期以前と比較して大きく減少しております。
2. 第111期以前の状況については、2022年7月29日に関東財務局へ提出している有価証券報告書の訂正報告書における過年度の決算訂正を反映した数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
(連結子会社)			
菱東貿易 (上海) 有限公司	12 百 万 人 民 元	100.0	環境・化学・機械事業
TOKYO SANGYO EUROPE GmbH	50 万 ユ ー ロ	100.0	環境・化学・機械事業
開発 65 号 匿名 組 合	1,620	100.0	環境・化学・機械事業
社会環境イノベーション(株)	20	100.0	環境・化学・機械事業

(4) 対処すべき課題

(電力事業)

ベースとなる事業用・産業用火力発電所向け設備の新設・リプレース・メンテナンスに加えて、バイオマスや原子力、アンモニア・水素混焼など新領域への展開に注力してまいります。

(環境・化学・機械事業)

再生可能エネルギービジネスの新領域への展開、CO2削減関連新技術導入ニーズやEV普及に伴う周辺ビジネス、食糧自給関連ビジネス等を補足し、「サステナビリティ」「社会課題解決」に資する商機の創出に努めてまいります。

(財務上の対処すべき課題)

各事業の持続的な成長と競争力強化には株主資本の有効活用等、資本効率の向上が不可欠であり、2023年4月よりスタートした新中期経営計画において設定した資本効率の目標値達成に向けて取り組んでまいります。

※生活産業事業は環境・化学・機械事業に含めて記載しております。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社17社、関連会社4社で構成されており、電力事業、環境・化学・機械事業、生活産業事業に分かれ、国内および海外における各種機械・プラント・資材・工具・薬品等の販売、メンテナンス、サービス等を展開しております。

(6) 主要な営業所

営業所名	所在地	営業所名	所在地
本社	東京都千代田区	福島支店	郡山市
東北支店	仙台市青葉区	西日本支店	北九州市小倉北区
東海支店	名古屋市中央区	長崎支店	長崎市
関西支店	神戸市中央区	台北支店	台北市
札幌支店	札幌市中央区		

(7) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
358名	8名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
311名	1名減	44.9歳	14.8年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,549百万円
株式会社三井住友銀行	3,382百万円
株式会社山梨中央銀行	3,301百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年3月期および過年度において、当社の一部取引において不適切な売上処理が行われていることが判明したことを2022年5月に公表し、特別調査委員会を設置して事実関係の解明、発生原因および問題点の調査分析、またそれら判明した事実を踏まえた再発防止策に関する調査報告書を受領しました。さらに2022年10月に同調査報告書を踏まえた再発防止策を策定し、実行しております。再発防止策の内容およびその進捗状況については『6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要』欄もご参照ください。

また当社は、過年度に太陽光発電事業計画に関する事業認定（以下「事業認定」という。）を譲渡した先より、2023年1月24日に譲渡契約の解除事由が生じ契約解除する旨、当該事業認定の返還および譲渡代金の返還等を求める解除通知を受領しております。当社は、当該契約の解除事由に該当するとは考えておらず、弁護士等と協議の上、対応を検討しております。

2 株式の状況

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 64,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 28,678,486株 |
| ③ 株主数 | 6,113名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	3,913千株	14.8%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	2,317千株	8.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,119千株	8.0%
光 通 信 株 式 会 社	2,072千株	7.8%
株 式 会 社 UH Partners 2	1,967千株	7.4%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,625千株	6.1%
三 菱 電 機 株 式 会 社	1,026千株	3.9%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	500千株	1.9%
株 式 会 社 東 京 エ ネ シ ス	461千株	1.7%
三 菱 化 工 機 株 式 会 社	384千株	1.4%

- (注) 1. 当社は、自己株式2,333,086株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、自己株式（2,333,086株）には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する161,240株、および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が所有する239,000株を含んでおりません。
2. 持株比率は自己株式（2,333,086株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社が取締役に当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役（監査等委員であるもの および社外取締役を除く。）	- 株	- 名
社 外 取 締 役 （監査等委員であるものを除く。）	- 株	- 名
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	- 株	- 名

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況等

① 取締役 の 状況 (2023年 3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 兼 社 長	蒲 原 稔	社長執行役員 兼 営業第三本部長
取 締 役	里 見 利 夫	相談役
取 締 役	大 川 原 正 樹	常務執行役員 営業第一本部長 兼 東海支店長
取 締 役	西 並 眞 吾	常務執行役員 営業第二本部長
取 締 役	島 田 哲 三	執行役員 営業第二本部副本部長 菱東貿易(上海)有限公司 董事長
取 締 役	中 村 直	慶應義塾大学 訪問教授 一般社団法人日本燃焼学会 監事 JFEエンジニアリング株式会社 理事
取締役(常勤監査等委員)	須 藤 隆 志	
取締役(監査等委員)	小 出 豊	小出公認会計士事務所 代表 株式会社SHOEI 社外監査役
取締役(監査等委員)	福 崎 聖 子	福岡法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役中村直氏、監査等委員である取締役小出豊氏および福岡聖子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は取締役中村直氏、監査等委員である取締役小出豊氏および福岡聖子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である取締役小出豊氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役福岡聖子氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、須藤隆志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は業務執行を行わない取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。
7. 当社は取締役および執行役員 の 全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して生ずることのある争訟費用と損害賠償金について填補されます。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めておりません。また当該方針は指名・報酬委員会で審議し、取締役会で決定しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）、監査等委員である取締役の報酬等の決定に当たっては、その役割や責任に応じた報酬体系とし、公正かつ透明性を確保します。

2. 報酬体系

(1) 取締役（監査等委員であるものを除く。）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬で構成され、株主総会で承認された報酬額の範囲内で支給を行います。報酬等の額に対する割合は、任意の委員会である「指名・報酬委員会」で審議し、取締役会で決定します。

(基本報酬)

基本報酬は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職責に対する報酬として役位に応じた固定額とし、年12回分割での支給とします。

(賞与)

賞与は、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の当該事業年度に対する業績、貢献度などを勘案することを基本とします。なお、賞与の支給は年1回定時株主総会後にを行います。

(株式報酬)

株式報酬は、株主総会で承認された内容に基づいた「役員報酬BIP信託」の仕組みを利用し、中長期的な業績目標に対する達成度に応じて、退任時に当社株式の交付等を行います。

(2) 社外取締役

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を求めているとの観点から、固定額である基本報酬のみとし、年12回分割での支給とします。

(3) 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、その役割に基づき固定額である基本報酬のみとし、株主総会で承認された報酬枠の範囲内にて、監査等委員である取締役の協議により決定します。

3. 手続き

取締役の報酬は株主総会で承認された報酬額の範囲内で、社外役員を過半数とする指名・

報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会にて決定します。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針の権限を有する者は代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、職責、役位、各期の業績、貢献度などを勘案して決定する権限を有しております。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬額の範囲内で、監査等委員の協議に基づき決定します。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第107回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該決議日における取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名です。2020年6月26日開催の第110回定時株主総会において、上記とは別枠で、取締役（監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。）ならびに当社と委任契約を締結している執行役員および同等の地位を有する者を対象とする株式報酬制度について、当社の中期経営計画に対応する事業年度を対象期間として当社が拠出する金員を中期経営計画の対象事業年度数に30百万円を乗じた額を上限に、対象者に対し1年あたり55,000ポイント（1ポイントは1株相当）以内で支給することを決議しております。当該決議にあたっては、2020年4月27日開催の指名・報酬委員会において、株主総会に上程する議案の内容について、審議のうえ承認し、取締役会に答申しております。なお、当該決議日における本制度の対象となる取締役等の員数は、取締役の員数は5名、執行役員および同等の地位を有する者の員数は7名です。第113回定時株主総会において第5号議案「取締役ならびに執行役員等に対する株式報酬等の継続の件」が承認可決されることを条件に、本株式報酬制度における当社が拠出する金員の上限は、中期経営計画の対象事業年度数に50百万円を乗じた額に改定いたします。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第107回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議されております。当該決議日における監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の権限を有する者は代表取締役社長執行役員蒲原稔であり、その権限の内容および裁量の範囲は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、職責、役位、各期の業績、貢献度などを勘案して決定する権限を有しております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を勘案し、各取締役の職責評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、当社では取締役会の諮問機関である任意の委員会である指名・報酬委員会を2019年8月1日に設置し

ており、2020年1月31日開催の指名・報酬委員会において取締役（監査等委員であるものを除く。）および執行役員の報酬支給方針について審議し、①支給割合は基本報酬70%、賞与25%、業績連動型株式報酬5%をベースとし、基本報酬は定額とする②賞与は経常利益の2%を目途とし、総額1億円を上限とする、報酬支給方針を承認し、取締役会に答申しております。2023年1月30日開催の指名・報酬委員会では、2023年4月から2024年3月までの取締役（監査等委員であるものを除く。）および執行役員の役位別の報酬案が当該支給方針に準じているか審議のうえ承認し、取締役会に答申しております。指名・報酬委員会において当該審議を経ていることから、取締役会は個人別の報酬等の内容が、当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

監査等委員および社外取締役を除く取締役に対する賞与については、株主総会の決議により決定した報酬総額の限度額の範囲内で、取締役会において当該事業年度の業績、貢献度などを勘案し当該賞与の総額を決定し、個別の額については代表取締役が取締役会からの委任を受けて決定します。

業績連動型株式報酬に係る指標は、事業年度ごとの期初に設定した当社の営業利益目標に対する業績達成度を用いております。当該指標を選択した理由は取締役等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としているためであります。なお、当事業年度における営業利益目標は35億円であり、営業利益の実績は28億45百万円であります。また、当該株式報酬の交付状況は2.株式の状況に記載のとおりです。

業績連動型株式報酬の額の決定方法は役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度に応じて決定される業績連動係数を乗じて行われます。役位毎に定められた基準ポイントおよび業績連動係数は以下のとおりです。

役位別基準ポイント

役位	基準ポイント
取締役会長	6,000
取締役社長	6,000
取締役 副社長執行役員	5,000
取締役 専務執行役員	5,000
取締役 常務執行役員	4,000
取締役 上席執行役員	3,700
取締役 執行役員	3,500
常務執行役員	3,500
上席執行役員	3,000
執行役員	2,500
特別理事	2,500

業績連動係数

業績達成率	業績連動係数
100%超	1.0
90%超～100%以下	0.9
80%超～90%以下	0.8
70%超～80%以下	0.7
65%超～70%以下	0.3
65%以下	0

※業績達成率 (%) = (評価対象事業年度の単体営業利益) ÷ (評価対象事業年度期初の単体営業利益の目標値) × 100

⑤ 取締役の個人別報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	225百万円 （10百万円）	157百万円 （10百万円）	60百万円 （ - 百万円）	7百万円 （ - 百万円）	6名 （1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	38百万円 （16百万円）	38百万円 （16百万円）	- 百万円 （ - 百万円）	- 百万円 （ - 百万円）	3名 （2名）
合 計 （うち社外取締役）	263百万円 （27百万円）	196百万円 （27百万円）	60百万円 （ - 百万円）	7百万円 （ - 百万円）	9名 （3名）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬の額には、当期中に役員賞与引当金として費用処理した役員賞与60百万円（取締役5名）および当期中に役員株式給付引当金として費用処理した株式報酬7百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役中村直氏は、慶應義塾大学訪問教授、一般社団法人日本燃焼学会監事ならびにJFEエンジニアリング株式会社理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役小出豊氏は、小出公認会計士事務所代表ならびに株式会社SHOEIの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役福崎聖子氏は、福崎法律事務所の弁護士であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	中 村 直	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、学識経験者としての高い見識と、環境・エネルギー分野における専門的な視点から、適宜発言を行うことで当社の業務執行に対する監督、助言の役割を果たしていただいております。 また、指名・報酬委員会委員として、委員会2回の全てに出席し、客観的・独立的な立場から当社の役員選任・選定および報酬制度に関する事項についての審議を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 出 豊	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行うことで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしていただいております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会18回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的知見に基づき適宜発言を行っております。 さらに、指名・報酬委員会委員として、委員会2回の全てに出席し、客観的・独立的な立場から当社の役員選任・選定および報酬制度に関する事項についての審議を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	福 崎 聖 子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、弁護士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行うことで、取締役会の意思決定における妥当性・適法性の確保と監督機能の実効性強化の役割を果たしていただいております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会18回のうち17回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的知見に基づき適宜発言を行っております。 さらに、指名・報酬委員会委員として、委員会2回の全てに出席し、客観的・独立的な立場から当社の役員選任・選定および報酬制度に関する事項についての審議を行っております。

八. 当社の不祥事等に関する対応の概要

- ・当社は、2022年3月期および過年度において、当社の一部取引において不適切な売上処理が行われていることが判明したことを2022年5月に公表し、特別調査委員会を設置して事実関係の解明、発生原因および問題点の調査分析、またそれら判明した事実を踏まえた再発防止策に関する調査報告書を受領しました。さらに2022年10月に同調査報告書を踏まえた再発防止策を策定し、実行しております。社外取締役中村直氏、監査等委員である社外取締役小出豊氏および福崎聖子氏は、当該事実について社内報告を受けるまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った発言を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、事実経緯の正確な把握と報告を求めるとともに、再発防止策の策定後はその進捗状況を確認し、独立した客観的かつ中立的な立場から適宜発言を行うなど、その職責を適切に果たしております。なお、監査等委員である社外取締役福崎聖子氏は、特別調査委員会の委員に就任し再発防止策の提言等について意見表明を行いました。

4 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	92百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	92百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記の金額には、過年度決算の訂正に係る監査報酬（46百万円）が含まれています。

③ 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、菱東貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として「内部統制システム整備の基本方針」を次のとおり取締役会において決議しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員一人一人が、法令の遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観、価値観に基づいた誠実な行動により、公正かつ適切な経営の実現そして市民社会との調和を図ります。

また、その徹底を図るため、「企業理念」「東京産業グループ行動規範」等、コンプライアンス体制に係る規定を整備し、総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、その教育等を行い役職員への徹底を図ります。

内部監査部門は、総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、コンプライアンス体制の整備および実現に努めます。

さらに、「公益通報者保護法」に則り、コンプライアンスに関する相談・通報のホットライン体制を設け、役職員が社内において法令上疑義のある行為等について直接通報を行う手段を確保します。

この場合、会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないこととします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）、その他の重要な情報を「文書取扱規定」、「文書保存規定」に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理します。

取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、コンプライアンス委員会および安全保障貿易管理委員会を設置し、「東京産業グループ行動規範」および「社内安全保障輸出管理規定」をもとに企業の社会的責任を果たし、社会的信用を確保するため健全な経営の実現を阻害する要因の未然防止に努めます。

災害等の緊急事態が発生した場合には、社長指揮下の災害対策本部を設け迅速な対応を行います。

また、取引上の与信については「商品取引規定」を設け、段階的な裁量区分を明確化し、法務審査部が運用管理を行います。

万一の事態発生に際しては、関係者への影響を小さくするよう努力を行い、再発防止に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行に関しては、「取締役会規則」に基づき取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、職務の執行が効率的に行われるために、取締役会の下に本部長会を設け事前審議を行い、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務の執行および施策の実施等について審議の上、意思決定を行う体制とします。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、当社グループ各社の管理を担当する当社の所管部長を定め、当社グループ各社に対し法令遵守および業務の適正性を確保するため指導・支援を実施します。
- また、当社の内部監査部門が当社グループ各社の監査を実施し、法令や定款、社内規定への適合性のチェックを行い、その監査状況の報告を行います。
- (2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、定期的に当社グループ各社からその経営および運営状況に関する報告を受け当社グループの状況の把握を行い、経営上の重要な事項の扱いに関しては事前協議を行うことにより、当社グループのリスク管理の体制を構築します。
- また、グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス委員会が当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制を整備します。
- (3) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、「企業理念」を当社および当社グループの共通理念とし、さらに当社グループに当社の経営方針・経営計画を周知徹底することにより、グループ全体の価値観や戦略を共有します。
- また、グループ各社の自主性を尊重し、当社の意思が極端に影響を及ぼさないことを基本としつつ、状況に応じグループ各社の指導・支援を行う体制を構築します。
- (4) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループ各社の管理を担当する当社の所管部長は、「関係会社管理規定」に基づきグループ各社の経営および運営状況を定期的に確認し、その結果の報告を行うこととし、当社はこれらの報告等を通じ当社グループの執行状況を把握します。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびにその独立性および指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会は、その職務の補助のため内部監査部門の職員に監査業務事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその職務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）および内部監査部門の指揮命令を受けないものとします。
- ⑦ 取締役（監査等委員であるものを除く。）、使用人が監査等委員会に報告するための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制ならびにその報告をした者が当該報告をしたことを理

由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。

取締役または使用人は監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況および内容、その他監査等委員会と協議のうえ報告事項として定めた事項を速やかに報告する体制を整備します。

また、当社の内部監査部門と監査等委員会は定期的な会合の場を設け、その場においても当社グループの内部監査実施状況について監査等委員会が報告を受け、また、当社グループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会は定期的開催し、常勤監査等委員は同委員会に同席することにより、その内容は監査等委員会に報告される体制とします。

内部的な報告または通報等をした者に対しては、その行為を理由としたいかなる不利益を受けず、通報者等の職場環境が悪化することのないように適切な処置を行い、通報等に関わる個人情報保護を適正に扱うものとし、コンプライアンス経営の強化に資する体制を整備します。

⑧ 監査費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

緊急時における監査費用については、前払および償還の手続きが速やかに出来るものとし、また監査等委員会が定めた監査の方針および計画に基づき、監査等委員がその職務の執行のために必要となる費用等の扱いに関しては、予算措置を講じ、より実効的な監査が行われる体制を整備します。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役との間の定期的な意見交換の機会を設定します。

また、監査等委員は重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席することができる他、主要な稟議書およびその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断について「東京産業グループ行動規範」に規定し、これを基本方針とします。

反社会的勢力による不当要求の発生や反社会的勢力との取引関係が発覚した場合には、警察、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し、有事の際の協力体制を構築します。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、有効かつ効率的な財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価を行うものとします。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の「内部統制システム整備の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は当事業年度に16回開催し、法令や定款で定められた事項や経営に関する重要事項の決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行いました。このほか、取締役会の下に設置された本部長会を毎週1回開催し取締役会への上程事項の事前審議を行い、また、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務執行に係る方針等の決定を行いました。
- ② 当社の一部取引における不適切な売上処理が行われていたことが2022年5月に発覚したことを受けて、2022年10月に不正取引に対する再発防止策を策定しました。この再発防止策に基づき、コンプライアンス体制の見直しを行っております。

(再発防止策およびその進捗状況)

a. コンプライアンスに対する意識の周知・徹底

当社グループの役職員が遵守すべき事項を具体的な内容に、より明確化するとともに周知し、誠実かつ公正で高い倫理観を持った企業文化を醸成することを目的に、2022年10月31日付で「東京産業グループ行動規範」および「コンプライアンス規定」の制定、「内部通報に関する内部規定」の改定を行いました。制定、改定された規範および規定に基づき、全社員を対象に対面での社内コンプライアンス教育を実施したほか、動画視聴形式の外部研修も実施しております。また、内部通報制度・相談窓口の周知を目的に同窓口の電話番号等が記載されたカードを全社員に配布しました。

b. 組織的な統制・管理のための組織づくり

営業活動の記録化と上司による行動/案件管理・チェック強化による組織的な案件対応を目的に、行動管理に関するルールブックを新設しました。また書類改ざんへの対応などを目的に、PDF文書ツールの機能制限の実施や電子決済システム導入や証憑書類の電子化に取り組んでおります。

c. 新規事業や複雑性の高い事業のサポート

リスク評価プロセスの明確化、経営陣への共有を目的に、リスクチェックシートを新設、与信管理に関するルールブックを新設し取り組んでおります。

d. 役員のリスク意識の向上

外部講師を招聘するなど役員向けの社外研修を複数回にわたり実施しております。今後も役員トレーニングの一環として継続的に研修を実施していく予定です。

取締役会のリスク管理機能の向上を目的に、大型案件の進捗状況報告など上記『c. 新

規事業や複雑性の高い事業のサポート』に関する取り組みと連動した取り組みを進めております。

e. 適正な決裁、チェックのための対応

実効性のあるチェックを担保するため、財務報告に関するルールブックを新設しました。今後、ルールブック徹底に向けた研修も随時行っていく予定です。

f. 内部監査への対応と適正化

監査における指摘事項のフォロー徹底などを目的に、重要な指摘事項については本部長会へ定期的に共有するなどの取り組みを進めております。

なお、上記取り組みを実施した上で、2022年度における「東京産業グループ行動規範」の実践状況についてレビューを行い、2023年3月27日の取締役会においてその状況について確認を行っております。引き続き、さらなるコンプライアンス体制の強化を図るための取り組みを推進してまいります。

- ③ 「関係会社管理規定」に定めた報告事項に従い、必要に応じてグループ各社から報告を受け、経営上の重要な事項等については事前協議を行う等、グループ各社の指導および支援を行っております。
- ④ 監査等委員会は、取締役会への出席のほか常勤監査等委員による本部長会への出席等重要な会議への出席を行っております。また、監査計画に基づく各部門の監査を通じた社員との対話や、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で定期的な情報交換を行っております。
また、監査等委員会は原則毎月1回開催しており、監査に関する重要な事項の報告、協議、決議を行っております。
- ⑤ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための基本方針として定めた「財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針」に基づき、監査室が会計監査人と連携し、その内部統制の整備、運用状況に対する有効性の評価を行っております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	57,164	流 動 負 債	45,276
現金及び預	7,953	支払手形及び買掛	8,255
受取手形	743	受託販売未払金	10,305
電子記録債	1,247	短期借入金	9,591
売掛	21,015	リース債	53
契約資産	1,537	未払金	765
有価証券	200	未払法人税等	539
商品	740	契約負債	12,170
仕掛品	6,000	賞与引当金	463
前渡金	14,067	役員賞与引当金	60
未収入金	41	その他の	3,073
その他の	3,641	固 定 負 債	8,930
貸倒引当金	△24	社債	3,000
固 定 資 産	23,661	長期借入金	3,648
有 形 固 定 資 産	8,666	リース債	456
建物	135	役員退職慰労引当金	20
機械及び装置	101	従業員株式給付引当金	40
土地	11	役員株式給付引当金	88
リース資産	2	退職給付に係る負債	15
太陽光発電用資産	7,597	資産除去債務	416
建設仮勘定	17	繰延税金負債	1,192
その他	800	その他の	52
無 形 固 定 資 産	82	負 債 合 計	54,207
リース資産	0	(純資産の部)	
その他の	82	株 主 資 本	24,584
投資その他の資産	14,912	資本金	3,443
投資有価証券	5,693	資本剰余金	2,832
長期貸付	1,054	利益剰余金	19,795
長期未収入金	4,453	自 己 株 式	△1,486
退職給付に係る資産	1,318	その他の包括利益累計額	2,119
繰延税金資産	26	その他有価証券評価差額金	1,863
その他	2,557	繰延ヘッジ損益	332
貸倒引当金	△191	為替換算調整勘定	133
繰 延 資 産	85	退職給付に係る調整累計額	△209
社債発行費	85	純 資 産 合 計	26,703
資 産 合 計	80,910	負 債 ・ 純 資 産 合 計	80,910

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		63,888
売上原価		54,384
売上総利益		9,503
販売費及び一般管理費		6,397
営業利益		3,106
営業外収益		
受取利息	49	
受取配当金	334	
受取地代家賃	66	
その他	52	502
営業外費用		
支払利息	162	
持分法による投資損失	41	
匿名組合投資損失	31	
支払手数料	3	
為替差損	9	
その他	10	258
経常利益		3,351
特別損失		
固定資産処分損失	1	
減損損失	1,592	
貸倒引当金繰入額	139	
不正関連損失	32	
特別調査費用等	156	1,922
税金等調整前当期純利益		1,428
法人税、住民税及び事業税	950	
法人税等調整額	8	958
当期純利益		469
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		469

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,443	2,832	20,003	△1,493	24,784
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△737		△737
親会社株主に 帰属する当期純利益			469		469
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		7	7
連結範囲の変動			60		60
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	△207	7	△200
当 期 末 残 高	3,443	2,832	19,795	△1,486	24,584

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他 有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益累計額 合計	
当 期 首 残 高	1,686	218	65	112	2,083	26,868
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△737
親会社株主に 帰属する当期純利益						469
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						7
連結範囲の変動						60
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	176	113	67	△321	35	35
当期変動額合計	176	113	67	△321	35	△164
当 期 末 残 高	1,863	332	133	△209	2,119	26,703

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	54,771	流 動 負 債	44,016
現金及び預り金	7,014	電子記録債権	859
受取手続債権	743	買掛金	6,964
電取子記録債権	1,247	受託販売未払金	10,305
売約掛資産	20,233	営業未借入金	24
有価証券	1,537	短期一括借入金	9,591
商仕前未払金	200	未払法人税等	53
前未払金	684	未払費用	548
前未払金	6,000	未払引当金	518
前未払金	13,458	未払引当金	85
前未払金	375	未払引当金	11,595
前未払金	32	前未払金	24
前未払金	3,268	前未払金	463
前未払金	△24	前未払金	60
固 定 資 産	24,304	固 定 負 債	8,952
有形固定資産	8,661	社長期借入金	3,000
建物	135	長期借入金	3,648
機械及び装置	101	退職給付引当金	456
工具器具及び備品	795	従業員株式給付引当金	15
土地	11	従業員株式給付引当金	20
太陽光発電用資産	2	従業員株式給付引当金	40
建設仮勘定	7,597	繰上引当金	88
無形固定資産	32	繰上引当金	1,213
ソフトウェア資産	21	繰上引当金	416
その他の資産	0	繰上引当金	52
投資その他の資産	10	債 務 合 計	52,968
投資関係会社株式	15,610		
投資関係会社有価証券	5,238	(純資産の部)	
その他の関係会社有価証券	475	株主資本	23,998
関係会社出資	14	資本剰余金	3,443
長期貸付金	807	資本準備金	2,832
長期未払金	229	資本剰余金	2,655
長期未払金	1,046	利益剰余金	176
長期未払金	4,453	利益剰余金	19,209
長期未払金	1,486	利益剰余金	385
長期未払金	1,620	利益剰余金	18,823
長期未払金	430	利益剰余金	7,113
長期未払金	△191	利益剰余金	11,710
繰上引当金	85	繰上引当金	△1,486
繰上引当金	85	繰上引当金	2,195
		繰上引当金	1,863
		繰上引当金	332
		繰上引当金	26,193
資 産 合 計	79,161	純 資 産 合 計	79,161

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		59,361
売上原価		50,685
売上総利益		8,676
販売費及び一般管理費		5,831
営業利益		2,845
営業外収益		
受取利息	42	
有価証券利息	5	
受取配当金	387	
受取地代	66	
補助金の収入	15	
その他	24	542
営業外費用		
支払利息	152	
匿名組合投資損失	35	
支払手数料	3	
為替差	1	
その他	10	202
特別損失		3,185
固定資産処分損失	1	
匿名組合投資損失	1,592	
貸倒引当金繰入	139	
不正関連損失	32	
特別調査費用等	156	1,922
税引前当期純利益		1,262
法人税、住民税及び事業税	899	
法人税等調整額	△8	890
当期純利益		371

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	3,443	2,655	176	2,832
当期変動額				
剰余金の配当				-
当期純利益				-
特別償却準備金の取崩				-
自己株式の取得				-
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	-	-	0	0
当期末残高	3,443	2,655	176	2,832

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
別途 積立金		特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	385	7,113	2	12,073	19,575	△1,493	24,356
当期変動額							
剰余金の配当				△737	△737		△737
当期純利益				371	371		371
特別償却準備金の取崩			△2	2	-		-
自己株式の取得					-	△0	△0
自己株式の処分					-	7	7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-		-
当期変動額合計	-	-	△2	△362	△365	7	△358
当期末残高	385	7,113	-	11,710	19,209	△1,486	23,998

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,686	218	1,905	26,261
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			－	△737
当 期 純 利 益			－	371
特別償却準備金の取崩			－	－
自 己 株 式 の 取 得			－	△0
自 己 株 式 の 処 分			－	7
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	176	113	289	289
当 期 変 動 額 合 計	176	113	289	△68
当 期 末 残 高	1,863	332	2,195	26,193

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月28日

東京産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 井 勝
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 哲彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月28日

東京産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 井 勝
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 哲彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人のはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、WEB会議等のツールも活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月28日

東京産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 須 藤 隆 志 ㊞

監査等委員 小 出 豊 ㊞

監査等委員 福 崎 聖 子 ㊞

(注) 監査等委員 小出豊及び福崎聖子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル8階

電話 03-5203-7690 (代)



■ 交通のご案内

1 地下鉄大手町駅 (東京メトロ：東西線・丸の内線・半蔵門線・千代田線)
都営地下鉄：三田線

B3出口直結 / A5出口から 徒歩約3分

2 J R 東京駅

丸の内北口から 徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

第113回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

東京産業株式会社

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

主要な連結子会社名

開発65号匿名組合

菱東貿易（上海）有限公司

TOKYO SANGYO EUROPE GmbH

社会環境イノベーション株式会社

(連結の範囲の重要な変更)

当社の子会社である社会環境イノベーション株式会社は重要性が増したことから、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

株式会社アイ・イー・エッチ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な関連会社名

合同会社会津こもれび発電所

(2) 持分法非適用の関連会社

主要な関連会社

光和興業株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

主要な非連結子会社

株式会社アイ・イー・エッチ

(持分法の適用範囲から除いた理由)

持分法を適用していない会社はそれぞれ、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は以下のとおりであります。

会 社 名	決 算 日
菱東貿易（上海）有限公司 TOKYO SANGYO EUROPE GmbH	12月31日 ※ 12月31日 ※

※ 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

a 商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産、太陽光発電用資産を除く）

機械及び装置

定率法

建物

定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産（太陽光発電用資産を除く）
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- ④ 太陽光発電用資産
機械及び装置
太陽光発電予定年数（19～20年）に基づく定額法を採用しております。
工具、器具及び備品
定額法（主な耐用年数は6年）
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
社債発行費
社債償還期間（4年間）にわたり均等償却しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額を計上しております。
 - ④ 従業員株式給付引当金、役員株式給付引当金
株式付与ESOP信託及び役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規定に基づき、従業員及び取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
役員及び執行役員の退職慰労金支出に備えるため、内規による連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、当社は2011年6月に役員退職慰労金制度を廃止しましたので、2011年7月以降新規の引当金計上を停止しております。したがって、当連結会計年度末の引当金残高は、現任役員が2011年6月以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、確定給付企業年金制度につきましては、年金資産が退職給付債務を上回っているため、投資その他の資産において退職給付に係る資産として計上しております。

③ 簡便法の採用

当社の一部の従業員については、当連結会計年度末時点で当社の確定給付企業年金制度に加入していないため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 一時点で移転される財又はサービスに係る収益の認識（全セグメント）

当社及び連結子会社は、機械総合商社として各事業において様々な機械設備等の商品を取り扱っております。このような商品の販売については、商品を引き渡した時点又は商品が顧客が検収した時点で支配が顧客に移転するため、一時点で履行義務を充足するものとして、当該時点において収益を認識しております。また、商品の販売に関する取引の対価は、商品の引渡し又は検収後、短期間に受領しており、重要な金融要素は含まれていないと判断しております。

なお、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 一定の期間にわたり移転される財又はサービスに係る収益の認識（環境・化学・機械事業セグメント）

環境・化学・機械事業セグメントにおいては、一部長期の工事請負契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、工事原価の発生度合に応じて工事が進捗していくと考えられるため、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております（インプット法）。また、工事請負契約に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(7) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約、直物為替先渡取引（NDF）をヘッジ手段とし、外貨建予定取引等をヘッジ対象としております。

③ ヘッジ方針

社内規定に基づき為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であるものについては、高い有効性があるとみなされるため、評価を省略しております。上記以外は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する工事案件に関連する工事原価総額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する工事案件の売上高は、23,075百万円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資する情報

当社は、一部長期の工事請負契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、工事原価の発生度合に応じて工事が進捗していくと考えられるため、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております（インプット法）。

工事原価総額の見積りにあたっては、完工に必要な全ての作業が特定され、これら工事原価の見積りが合理的な根拠に基づいて行われていること、及び原材料の高騰や仕様の変更等、工事着工後の状況の変化による見積り前提の変更が、適時に工事原価総額の見積りに反映されていることが特に重要となります。

当社は、適切な工事の進捗率が把握できるように原価管理に取り組んでおりますが、工事原価総額の見積りには不確実性を伴うことから、仮に見積り総工事原価が見直された場合、翌連結会計年度に計上される売上高に影響を与えます。

2. 仕入先に対する長期未収入金の回収可能額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表に計上した長期未収入金	4,453百万円
上記債権に対して計上した貸倒引当金	139百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資する情報

当社は、債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上した長期未収入金は、当社の特定の仕入先に対するものであり、当社が顧客から受注した太陽光発電所建設工事の解約に伴い、仕入先との取引も解約された結果、支払い済みの仕入代金が未回収となっているものであります。当該長期未収入金は、仕入先との間で合意された当初の返済期限が延長されるなど、回収に懸念があることから、貸倒懸念債権として分類しており、当社は、連帯保証人から提供された不動産等の担保に基づき、財務内容評価法により連帯保証人の支払能力を総合的に評価し回収可能性を検討した結果、当該長期未収入金の一部について回収不能と判断し、当連結会計年度末において貸倒引当金を計上しております。

なお、連帯保証人から提供された不動産等の担保には、連帯保証人が保有する太陽光発電事業への出資持分が含まれ、当該出資持分の評価額は、将来の配当額を現在価値に割り引くことで算定しておりますが、配当額は出資先における太陽光発電事業に係る将来の売電収入及び運営費用、借入金返済額等を基礎として算定されており、当該見積りには不確実性を伴います。

国のエネルギー政策の見直し、自然災害などによる太陽光発電設備の故障・損壊等を要因として将来の売電収入等の予測の見直しにより、連帯保証人から提供された不動産等の担保の評価額を減少させる事象が生じた場合、翌連結会計年度における当該長期未収入金の回収可能性の判断に影響を与えます。

3. 仕掛品に計上した太陽光発電事業に係る事業認定の正味売却価額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表に計上した仕掛品	6,000百万円
-----------------	----------

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資する情報

当社は、仕掛品の評価方法について個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とすることとしています。

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上した仕掛品は、当社が第三者から購入した太陽光発電事業に係る事業認定（再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）に基づく将来の固定価格での電力買取の認証を取得済みの権利）であり、売却を予定しております。また、当該事業認定に係る太陽光発電事業は売電開始に至っておりませんが、正味売却価額について検討した結果、当連結会計年度末において、棚卸資産評価損を計上しておりません。

なお、事業認定の評価は、当該事業認定に係る太陽光発電事業の将来の事業計画に基づいておりますが、売電開始に向けたスケジュールや売電収入の基礎となる発電量予測など当該見積りには不確実性を伴います。

現在、当該太陽光発電事業は環境影響評価期間にあります。今後、太陽光発電所の建設工期の見直しが必要になった場合など、仕掛品の正味売却価額を下落させる事象が生じた場合、翌連結会計年度における当該仕掛品の評価の判断に影響を与えます。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産（帳簿価額）

太陽光発電用資産 4,555百万円

(2) 担保に係る債務（帳簿価額）

短期借入金 641百万円

長期借入金 2,248百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,109百万円

3. 太陽光発電用資産の内訳は次のとおりであります。

(1) 機械及び装置 7,089百万円

(2) 工具、器具及び備品 7百万円

(3) リース資産（有形） 500百万円

4. 保証債務等

以下の関係会社の金融機関からの借入金等について、債務保証を行っております。

TOKYO SANGYO (THAILAND) CO., LTD. 312百万円

TOKYO SANGYO VIETNAM CO., LTD. 196百万円

計 509百万円

5. 圧縮記帳額
- | | |
|-----------|-------|
| 機械及び装置 | 97百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 0百万円 |
| 計 | 97百万円 |
6. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約
 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
 当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 18,399百万円 |
| 借入実行残高 | 10,349百万円 |
| 差引額 | 8,050百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,678,486		—		—	28,678,486

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,747,118		498		14,290	2,733,326

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	498株
-----------------	------

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	50株
------------------	-----

株式付与ESOP信託の株式交付による減少	2,040株
----------------------	--------

役員報酬BIP信託の株式交付による減少	12,200株
---------------------	---------

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	342	13.00	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	395	15.00	2022年9月30日	2022年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	395	15.00	2023年3月31日	2023年6月29日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

- (1) 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式
当連結会計年度期首 163,280株 当連結会計年度末 161,240株
- (2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数
減少株式数には、株式付与ESOP信託から対象者への交付による2,040株が含まれております。
- (3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額
2022年6月29日定時株主総会決議 2百万円
2022年11月11日取締役会決議 2百万円
2023年6月28日定時株主総会決議 2百万円

6. 役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

- (1) 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式
当連結会計年度期首 251,200株 当連結会計年度末 239,000株
- (2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数
減少株式数には、役員報酬BIP信託から対象者への交付による12,200株が含まれております。
- (3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額
2022年6月29日定時株主総会決議 3百万円
2022年11月11日取締役会決議 3百万円
2023年6月28日定時株主総会決議 3百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については運転資金や投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達する方針です。デリバティブは、通貨関連デリバティブ取引に限定されており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金（長期未収入金を含む）は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適時適切に把握する体制としています。

また、輸出取引を行うことから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。これら通貨関連デリバティブ取引の実行及び管理は社内規定に従い、経理部に集中しております。さらに、経理部長は、必要に応じて取締役会に報告することになっております。また相手先の契約不履行による信用リスクを軽減するためにいずれも信用度の高い国内の銀行と取引を行っております。

有価証券及び投資有価証券等は、業務上の関係を有する企業の株式や債券、信託受益権であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、株式については定期的に把握された時価が取締役に報告されており、債券、信託受益権については、市場価格の変動リスクの低い安定的なものに限定して投資を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、受託販売未払金並びに未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、製品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。社債及び借入金は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社の社内規定に従い年次及び月次に資金計画を作成し管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引等であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記 4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(8)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）をご参照ください。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「受託販売未払金」、「短期借入金」、「未払金」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券等			
① 満期保有目的の債券	500	492	△7
② その他有価証券	4,325	4,325	－
(2) 長期未収入金 ※貸倒引当金等（※1）	4,453 △139		
	4,314	4,314	－
資産計	9,139	9,132	△7
(3) 社債	3,000	2,997	△2
(4) 長期借入金 （1年以内返済予定の長期借入金を含む）	4,289	4,221	△67
負債計	7,289	7,218	△70
(5) デリバティブ取引（※2）	166	166	－

（※1）長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引いた合計を表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）市場価格のない株式等

区 分	当連結会計年度（単位：百万円）
非上場株式	
投資有価証券	612
関係会社株式	455
関係会社出資金	403
出資金	229

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,953	—	—	—
受取手形	743	—	—	—
電子記録債権	1,247	—	—	—
売掛金	20,944	70	0	—
未収入金	41	—	—	—
有価証券及び投資有価証券等				
満期保有目的の債券	200	300	—	—
合計	31,131	370	0	—

長期未収入金は、回収時期を合理的に見込むことができないため、記載しておりません。

(注3) 有利子負債等の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8,950	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	3,000	—	—
長期借入金	641	694	748	748	433	1,023
リース債務	53	53	54	56	58	231
合計	9,644	748	803	3,805	492	1,255

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,325	—	—	4,325
デリバティブ取引				
通貨関連	—	234	—	234
資産計	4,325	234	—	4,560
デリバティブ取引				
通貨関連	—	68	—	68
負債計	—	68	—	68

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	492	－	492
長期未収入金	－	－	4,314	4,314
資産計		492	4,314	4,806
社債	－	2,997	－	2,997
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）	－	4,221	－	4,221
負債計	－	7,218	－	7,218

(注4) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期未収入金

長期未収入金は、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対象表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価の算定は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	電力事業	環境・化学 ・機械事業	生活産業事業	
一時点で移転される財又はサービス	9,340	25,128	4,467	38,937
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	－	24,573	－	24,573
顧客との契約から生じる収益	9,340	49,701	4,467	63,510
その他の収益	－	－	377	377
外部顧客への売上高	9,340	49,701	4,845	63,888

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	18,937
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	23,006
契約資産 (期首残高)	1,702
契約資産 (期末残高)	1,537
契約負債 (期首残高)	23,417
契約負債 (期末残高)	12,170

「契約資産」及び「契約負債」は、主に工事請負契約において、履行義務の充足時点(工事の進捗度)と請求権の発生時点、又は対価の受領時点との間に差異が生じるために認識されるものです。「契約資産」は、請求権発生前の履行義務充足により増加(請求権発生時による債権への振替により減少)しており、「契約負債」は、履行義務の充足前の対価受領により増加(履行義務充足による収益への振替により減少)しています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び、将来充足する予想期間帯別の内訳は以下のとおりです。

なお、契約から収益認識までの当初の予定期間が1年以内の契約については、実務上の便法を使用し、以下には含めておりません。

	当連結会計年度（百万円）
1年以内	20,017
1年超	20,085
合計	40,103

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 1,029円24銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 18円10銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

・株式付与ESOP信託が保有する自己株式

期末の自己株式数 161,240株 期中平均の自己株式数 162,565株

・役員報酬BIP信託が保有する自己株式

期末の自己株式数 239,000株 期中平均の自己株式数 239,938株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

③ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

① 商品
先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 仕掛品
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産、太陽光発電用資産を除く）

① 機械及び装置
定率法

② 建物、工具、器具及び備品
定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産（太陽光発電用資産を除く）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 太陽光発電用資産

① 機械及び装置
太陽光発電予定年数（19～20年）に基づく定額法を採用しております。

② 工具、器具及び備品
定額法（主な耐用年数は6年）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度末時点において負担する支給見込額を計上しております。

(4) 従業員株式給付引当金、役員株式給付引当金

株式付与ESOP信託及び役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規定に基づき、従業員及び取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、確定給付企業年金制度につきましては、年金資産が退職給付債務を上回っているため、投資その他の資産において前払年金費用として計上しております。

③ 簡便法の採用

当社の一部の従業員については、当事業年度末時点で当社の確定給付企業年金制度に加入していないため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金支出に備えるため、内規による事業年度末要支給額を計上しております。なお、当社は2011年6月に役員退職慰労金制度を廃止しましたので、2011年7月以降新規の引当金計上を停止しております。したがって、当事業年度末の引当金残高は、現任役員が2011年6月以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

(1) 一時点で移転される財又はサービスに係る収益の認識（全セグメント）

当社は、機械総合商社として各事業において様々な機械設備等の商品を取り扱っております。このような商品の販売については、商品を引き渡した時点又は商品を顧客が検収した時点で支配が顧客に移転するため、一時点で履行義務を充足するものとして、当該時点において収益を認識しております。また、商品の販売に関する取引の対価は、商品の引渡し又は検収後、短期間に受領しており、重要な金融要素は含まれていないと判断しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(2) 一定の期間にわたり移転される財又はサービスに係る収益の認識（環境・化学・機械事業セグメント）

環境・化学・機械事業セグメントにおいては、一部長期の工事請負契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、工事原価の発生割合に応じて工事が進捗していくと考えられるため、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております（インプット法）。また、工事請負契約に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間（4年間）にわたり均等償却しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約、直物為替先渡取引（NDF）、外貨建預金をヘッジ手段とし、外貨建予定取引をヘッジ対象としております。

③ ヘッジ方針

社内規定に基づき為替変動のリスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であるものについては、高い有効性があるとみなされるため、評価を省略しております。上記以外は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

従来、「営業外費用」の「その他」に含めていた「匿名組合投資損失」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する工事案件に関連する工事原価総額の見積り
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する工事案件の売上高は、22,547百万円であります。
 - (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資する情報
連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 1. 履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する工事案件に関連する工事原価総額の見積り」に記載した内容と同一であります。
2. 仕入先に対する長期未収入金の回収可能額の見積り
連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 2. 仕入先に対する長期未収入金の回収可能額の見積り」に記載した内容と同一であります。
3. 仕掛品に計上した太陽光発電事業に係る事業認定の正味売却価額の見積り
連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 3. 仕掛品に計上した太陽光発電事業に係る事業認定の正味売却価額の見積り」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産（帳簿価額）	
太陽光発電用資産	4,555百万円
(2) 担保に係る債務（帳簿価額）	
短期借入金	641百万円
長期借入金	2,248百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,093百万円

3. 太陽光発電用資産の内訳は次のとおりであります。

(1) 機械及び装置	7,089百万円
(2) 工具、器具及び備品	7百万円
(3) リース資産（有形）	500百万円

4. 保証債務等

以下の関係会社の金融機関からの借入金等について、債務保証を行っております。

TOKYO SANGYO (THAILAND) CO., LTD.	312百万円
TOKYO SANGYO VIETNAM CO., LTD.	196百万円
計	509百万円

5. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

(1) 短期金銭債権	385百万円
(2) 短期金銭債務	85百万円
(3) 長期金銭債権	1,046百万円

6. 圧縮記帳額

機械及び装置	89百万円
--------	-------

7. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	18,399百万円
借入実行残高	10,349百万円
差引額	8,050百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高	579百万円
(2) 仕入高	614百万円
(3) 販売費及び一般管理費	64百万円
(4) 営業取引以外の取引高	98百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	増	加 減	少	当 事 業 年 度 末
普 通 株 式 (株)	2,747,118		498	14,290	2,733,326

(変動事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 498株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 50株

株式付与ESOP信託の株式交付による減少 2,040株

役員報酬BIP信託の株式交付による減少 12,200株

2. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

(1) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式

当事業年度期首 163,280株 当事業年度末 161,240株

(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数

減少株式数には、株式付与ESOP信託から対象者への交付による2,040株が含まれております。

(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

2022年6月29日定時株主総会決議 2百万円

2022年11月11日取締役会決議 2百万円

2023年6月28日定時株主総会決議 2百万円

3. 役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

(1) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式

当事業年度期首 251,200株 当事業年度末 239,000株

(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数

減少株式数には、役員報酬BIP信託から対象者への交付による12,200株が含まれております。

(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

2022年6月29日定時株主総会決議 3百万円

2022年11月11日取締役会決議 3百万円

2023年6月28日定時株主総会決議 3百万円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	(百万円)
繰延税金資産	
賞与引当金	141
貸倒引当金	66
役員退職慰労引当金	6
未払事業税	36
投資有価証券評価損	39
関係会社株式評価損	18
ゴルフ会員権評価損	10
従業員株式給付引当金	12
役員株式給付引当金	27
資産除去債務	132
匿名組合投資損失	476
その他	489
繰延税金資産小計	1,457
評価性引当額	△1,018
繰延税金資産合計	439
繰延税金負債	
退職給付信託返還益	△158
その他有価証券評価差額金	△822
前払年金費用	△496
資産除去債務に対応する除去費用	△104
その他	△70
繰延税金負債合計	△1,652
繰延税金負債の純額	△1,213

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	三菱重工業(株)	東京都 千代田区	265,600	原動機他 各種機械 製造	(被所有) 直接14.88	三菱重工業 (株)製品の 受託販売、 販売代行、 商品原材料 の同社への 販売等	受託販売	1,069	受託販売 未払金	6,754
									その他債権	9
									その他債務	0
							販売代行	580	売掛金 (販売代行)	359
商品原材料 の販売	2,198	売掛金 (商品原材 料の販売)	1,317							

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 商品原材料の販売についての価格その他の取引条件は、取引の都度、市場実勢を勘案し、価格を決定しております。受託販売及び販売代行については毎月手数料を取り極め、あるいは都度交渉の上、手数料を決定しております。

2. 関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社 (当該関連 会社の子 会社を 含む)	(同) 会津 こもれび 発電所	福島県 河沼郡 会津 坂下町	8	電気等 供給事業	(所有) 直接40.00	当該会社 への出資 資金の 援助	発電設備の 設置工事	-	契約負債	717
							資金の貸付	1,000	関係会社 長期貸付金	1,000
							受取利息	15	その他債権	17

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 発電設備の設置工事については、取引の都度交渉の上、価格を決定しております。

(注2) 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記) 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	1,009円57銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	14円34銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託及び役員報酬BIP信託が保有する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

・株式付与ESOP信託が保有する自己株式

期末の自己株式数 161,240株 期中平均の自己株式数 162,565株

・役員報酬BIP信託が保有する自己株式

期末の自己株式数 239,000株 期中平均の自己株式数 239,938株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。